

自己評価・外部評価の流れ

★（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の流れ

～府指定の評価機関による外部評価を実施する場合～

- (1) 評価機関への申し込み
- ↓
- (2) 書面調査（自己評価調査・家族アンケート）
- ↓
- (3) 評価機関による訪問調査
- ↓
- (4) 評価結果の確定・通知
- ↓
- (5) 目標達成計画の作成・提出
- ↓
- (6) 外部評価結果及び目標達成計画を市へ提出
- ↓
- (7) 評価結果の公表（WAM NET）

～運営推進会議を活用した外部評価を実施する場合～

- (1) 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（参考様式1）を用いて自己評価を行う。
- ↓
- (2) 運営推進会議において、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツールについて説明し、意見をもらう。
※事前に資料や自己評価結果を配布するなどして、円滑な話し合いができるよう努めましょう。
- ↓
- (3) 運営推進会議で得た意見をもとに、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツールの外部評価の欄を記入する。
- ↓
- (4) 完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール等を利用者・家族へ配布し、公表する。市へも写しを提出する。

★（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所における外部評価の流れ

- (1) 「スタッフ個別評価（別紙 2-1）」及び「事業所自己評価（別紙 2-2）」を行う。
↓
- (2) 事業所自己評価と「外部評価地域かかわりシート1（別紙 2-3-1）」を運営推進会議の1～2週間以上前に委員へ配布する。
↓
- (3) 運営推進会議で自己評価について説明し、意見をもらう。
↓
- (4) 運営推進会議で得た意見をもとに、「外部評価地域かかわりシート2（別紙 2-3-2）」を完成させる。
↓
- (5) 外部評価地域かかわりシート2をもとに、「サービス評価総括表（別紙 2-4）」を作成する。
↓
- (6) 完成した事業所自己評価と総括表を利用者や家族へ配布し、公表する。市へも写しを提出する。

★定期巡回・随時対応型訪問介護看護における外部評価の流れ

- (1) 「自己評価・外部評価評価表（別紙 1）」を用いて自己評価を行う。
↓
- (2) 介護・医療連携推進会議で自己評価について説明し、意見をもらう。
↓
- (3) 介護・医療連携推進会議で得た意見を基に、「自己評価・外部評価評価表（別紙 1）」の外部評価コメントの欄を記入する。
↓
- (4) 完成した「自己評価・外部評価評価表（別紙 1）」を利用者・家族へ配布し、公表する。市へも写しを提出する。

（参考資料）

介護保険最新情報 Vol.953「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.4)」(PDF 文書)
(令和 3 年 3 月 29 日厚生労働省老健局)

認知症対応型共同生活介護「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の活用について(PDF 文書)(令和 3 年 8 月 19 日公益社団法人日本認知症グループホーム協会)

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型予防サービスに関する基準について」の一部改正(PDF 文書)(令和 3 年 3 月 16 日厚生労働省老健局) → 「別紙 9(PDF 文書)」

介護・医療連携会議、運営推進会議を活用した評価の実施等について(PDF 文書)(平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省老健局振興課・老人保健課) → 「別紙 26(PDF 文書)」